

日進市感染防止対策飲食店舗支援金 交付申請マニュアル

令和 3 年 5 月 14 日
(日進市)

第Ⅰ部 交付申請の要件及び支給額

新型コロナウイルスの感染拡大による緊急事態宣言を受け、愛知県では県内の飲食店に対し、感染防止対策の確認及び指導を目的とした見回り活動が行われています。

市内飲食店が愛知県の定める感染防止に向けたチェック項目（※）を満たし、市民の皆さまに安心・安全な利用を促すことができるよう、市内で飲食店を営む中小企業者等に対し、日進市独自の支援金を交付します。

※愛知県飲食店感染防止対策 (<https://www.aichi-kansenyobo.jp/>)

1 支援金について

新型コロナウイルス感染症等の感染防止対策に係る下記の所定経費に対し、**1 事業者あたり 15 万円を上限**に交付します。

(1) 備品購入費及び設置費等（上限 10 万円）

下記対象経費の 80%相当額（千円未満切り捨て）又は 10 万円のいずれか低い額を交付します。

設置工事を伴う場合、それに要する経費も対象となります。

【対象経費】

項目	品目
換気対策費	エアコン（換気機能付き又は HEPA フィルター付きに限る※）、空気清浄機（HEPA フィルター付きに限る）、サーキュレーター、換気扇、網戸、CO2 センサー
飛沫防止対策費	客席等隔離用衝立（アクリル板等）、飛沫防止カーテン（ビニールカーテン等）
防汚・除菌対策費	消毒用アルコール自動噴霧器、足踏み式消毒液スタンド、空間用除菌剤の噴霧装置、除菌マット
その他対策費	非接触型体温計（来客及び店舗従業員の体温を測るもの）、店舗改修費（客席の距離確保等）等 ※工事等前に産業振興課(0561-76-7366)までご相談ください。

※一般社団法人日本電機工業会規格『家庭用空気清浄機の微小粒子状物質（PM2.5）に対する除去性能試験方法及び算出方法』を満たすものを対象とします。

【基準】0.1～2.5 μmの微小粒子状物質を 32m³（約 8 畳）の密閉空間で 99%除去する時間が 90 分以内であること。

(2) 消耗品購入費（上限 5 万円）

下記対象経費の 50%相当額（千円未満切り捨て）又は 5 万円のいずれか低い額を交付します。

【対象経費】

項目	品目
飛沫防止対策費	フェイスシールド、ゴーグル、マスク ※店舗従業員が使用するものに限りです。
防汚・除菌対策費	消毒用アルコール、除菌シート、除菌スプレー、除菌液、手袋 ※厚生労働省「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について」に規定される消毒・除菌効果のあるものに限りです。

本支援金の交付申請は、1事業者あたり1回に限りです。

2 交付申請の対象となる事業者

本支援金の対象となる事業者は、以下（１）から（７）のすべてに該当することが必要です。

- （１）中小企業基本法第２条に規定する中小企業者、個人事業者、特定非営利活動法人、社会福祉法人であること。

【中小企業者（中小企業庁 WEB サイトより抜粋）】

業種分類	中小企業基本法の定義
小売業	資本金の額又は出資の総額が５千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が５０人以下の会社及び個人

- （２）日進市内に所在する飲食店舗を営んでいること。

※市外に本店等のある法人や、市外に住民登録のある個人事業者も対象とします。

- （３）日進市内に所在する飲食店舗において、新型コロナウイルス感染防止対策等を目的に継続的に使用できる備品等を下記の期間内に購入及び設置した事業者であること。

＜購入等対象期間＞

令和３年５月７日(金)～同年７月３１日(土)の間に購入、設置、支払いが完了している物品等が対象です。

※他制度を活用して購入等した物品等は対象外です。また、支援金の交付後に他制度を活用した場合は返還となります。

- （４）日進市内に所在する飲食店舗において、愛知県が提唱する「安全・安心宣言施設」に登録していること。

※制度の詳細及び登録方法等については、愛知県ホームページをご覧ください。

(<https://www.pref.aichi.jp/site/covid19-aichi/anshinpr2.html>)

- （５）日進市内に所在する飲食店舗において、申請日及び交付日時点で倒産・廃業しておらず、今後も事業を継続する予定であること。

- （６）市町村民税を滞納していないこと。

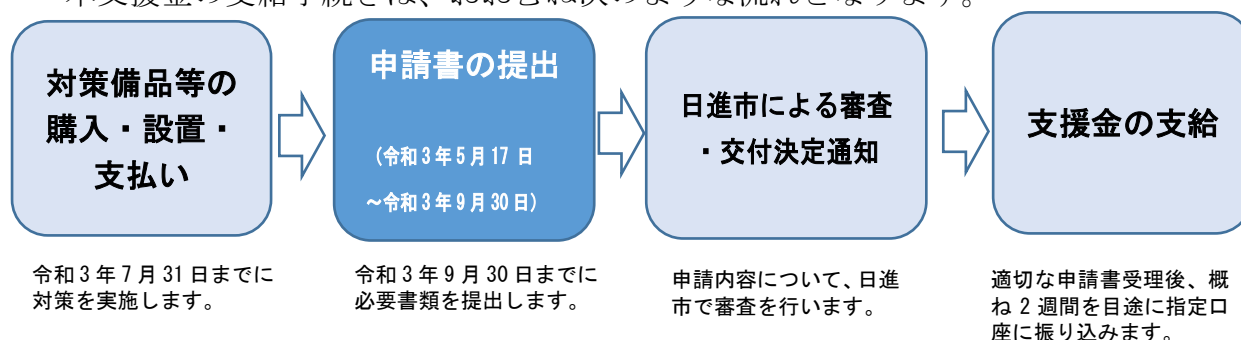
(7) 誓約書に記載されている事項を誓約すること。

様式第2号「日進市感染防止対策飲食店舗支援金交付申請に関する誓約書」に記載されている事項を誓約することが必要です。

第Ⅱ部 交付申請の手続き

1 交付申請の手続きの流れ

本支援金の受給手続きは、おおむね次のような流れとなります。



2 受付期間

令和3年5月17日（月）～同年9月30日（木）※当日消印有効

3 申請方法

申請に必要な書類一式を、郵送で次の宛先まで送付して下さい。

(※感染拡大防止のため、持参による申請は、できるだけご遠慮ください。)

申請書類の送付先（令和3年5月17日～同年9月30日）

〒470-0192

日進市役所 産業振興課 支援金担当 宛

※切手を貼付の上、裏面には差出人の住所及び氏名を必ずご記載ください。

<郵送による提出が困難な場合>

日進市産業振興課窓口（北庁舎2階）へ、開庁時間内（祝日及び年末年始を除く平日8時30分～17時）に提出ください。

4 申請に必要な書類

(1) 法人用

項目	書類
1	日進市感染防止対策飲食店舗支援金交付申請書(請求書)【様式第1号】
2	日進市感染防止対策飲食店舗支援金申請に関する誓約書【様式第2号】
3	日進市感染防止対策飲食店舗支援金対象経費内訳書【様式第3号】

4	領収書または支払ったことがわかる書類（写し）
5	実施状況がわかる写真等（写し）
6	市内に店舗を有し、営業活動を行っていることが分かる書類（写し） （例）確定申告書別表一の控え、登記事項証明書、会社概要等
7	市町村民税を滞納していないことが分かる書類（写し）
8	申請者名義の振込先口座の通帳（写し）
9	日進市感染防止対策飲食店舗支援金申請チェックリスト

（２）個人事業者用

項目	書類
1	日進市感染防止対策飲食店舗支援金交付申請書（請求書）【様式第１号】
2	日進市感染防止対策飲食店舗支援金申請に関する誓約書【様式第２号】
3	日進市感染防止対策飲食店舗支援金対象経費内訳書【様式第３号】
4	領収書または支払ったことがわかる書類（写し）
5	実施状況がわかる写真等（写し）
6	市内に店舗を有し、営業活動を行っていることが分かる書類（写し） （例）確定申告書第一表の控え、開業届、パンフレット等
7	市町村民税を滞納していないことが分かる書類（写し）
8	本人確認書類の写し（以下書類のいずれか） ・運転免許証（両面） ・個人番号カード（表面のみ） ・写真付きの住民基本台帳カード（表面のみ） ・在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書 （在留資格が特別永住者のものに限る。）（両面） ・住民票及び各種健康保険証又は住民票及びパスポート （顔写真の掲載されているページ）
9	申請者名義の振込先口座の通帳（写し）
10	日進市感染防止対策飲食店舗支援金申請チェックリスト

※（１）（２）ともに、詳細は申請チェックリストにてご確認ください。

【留意事項】

本支援金の交付を申請しようとする事業者は、申請に必要な書類を整備提出すると共に、追加の提出を求められた場合には、速やかに追加提出する必要があります。

なお、提出した書類の控えは、交付決定されたときから５年間保存しなければなりません。

○申請書等の様式は、日進市のホームページ内の事業者向け支援ページ

(<https://www.city.nisshin.lg.jp/departments/sangyoseisaku/sangyo/6/2/4/11815.html>)からダウンロードすることができます。

○提出時には必ず控えをとり各自保管してください。一度提出された書類は返却しません。

5 支給方法

日進市による審査完了後、適当と認められる場合、申請者に対して通知するとともに、指定口座に支援金を振り込みます。

なお、申請内容が不适当と認められる場合は、申請者に対しその旨通知します。

6 その他

交付決定事業者が虚偽申請、その他不正な手段（転売目的の申請等）により支援金の支給を受けた場合は 支援金を返還しなければなりません。

7 お問い合わせ先

【支援金について】

日進市産業政策部 産業振興課 商工新ビジネス係

電話番号：0561-76-7366（ダイヤルイン）

対応時間：平日 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

【感染防止対策について】

愛知県飲食店感染防止対策コールセンター

対応内容：換気、アクリル板の設置方法等の飲食店における感染防止対策の技術的内容、飲食店の感染防止対策に係る支援制度の紹介、お客様に対する感染防止対策への協力依頼の方法

電話番号：052-977-3655

対応時間：午前 10 時から午後 5 時まで（土曜日・日曜日・祝日を含む毎日）

“振り込め詐欺” “個人・企業情報の搾取” にご注意ください。

○日進市職員が支援金等の受け取りのために ATM での操作手続きを行うよう連絡することは、絶対にありません。

○「手続きは本日中」などと急がされても、不審な電話は一度切って、家族や警察、消費生活センターに相談しましょう。

○市役所等に確認する場合は、電話するように伝えられた電話番号にかけのではなく、必ず自分で改めて調べなおしてください。